

# 国民年金だより



## 老齢基礎年金の繰り上げ受給・繰り下げ受給

老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも減額された繰り上げ支給の年金を受けたり、66歳以降に増額された繰り下げ支給の年金を受けたりすることができず。

ただし、繰り上げ受給も繰り下げ受給も請求をした時点で応じて年金額が増減額され、その増減率は一生変わりません。

また、繰り上げ支給を受けた後は障害基礎年金を受けられません。国民年金の任意加入者は繰り上げ支給を請求できません。

(数字は%)

年齢/月	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142	( 70歳以降は142%から変わりません )										

## 「ねんきんネット」で年金見込額試算

「ねんきんネット」で年金見込額試算を利用すると、さまざまな働き方による年金見込額を試算し、比較することができ、今後の人生設計に役立てることができます。

## 今後の働き方に応じた年金見込額の試算

年金見込額試算では、退職時期など、今後の働き方に関する情報を入力し、それぞれの条件で年金見込額が試算されます。いくつかの簡単な質問に答えることで、年金見込額が試算されます。

ただし、すでに老齢年金を受給している人は、この年金見込額試算を利用することはできません。

また、働き続けていたり、失業手当(雇用保険の基本手当)を受給することによって年金の支給が停止されている人もこの年金見込額試算を利用することはできません。

なお、年金見込額試算の結果については、次の点に注意してください。

○この試算は、個人の情報に基づいて提供されているものであり、配偶者や扶養者などの情報は試算に反映されません。

○共済組合などの加入期間は、この試算の対象には含まれていません。

日本年金機構ホームページ「ねんきんネット」[http://www.nenkin.go.jp/n/www/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/)

## 後納制度について

国民年金保険料の未納分を過去10年まで遡って納められる後納制度がはじまりました。これは平成27年9月30日までの3年間の措置です。

現在遡って納められる一番古いものは平成16年8月分です。

後納制度の対象者の方には、日本年金機構からお知らせが届いています。未納を減らし、将来の受給に備えましょう。

## ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
 電話34-2121内線413  
 日本年金機構 旭川年金事務所  
 電話0166-72-5002